

議案第 38 号

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「、第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。